

1 事務処理要領に盛り込む事項（案）

今後、全体の構成、標題等の修正があり得るものである。

（目次）

本編

第1章 支援費制度の概要について

第2章 支援費支給関係事務について

- 第1節 援護の実施者
- 第2節 サービス利用に係るあっせん・調整、要請（総論）
- 第3節 支給申請
- 第4節 支給決定事務（総論）
- 第5節 受給者証の交付
- 第6節 支給量変更時の事務
- 第7節 障害程度区分変更時の事務
- 第8節 支給量管理
- 第9節 支援費の請求
- 第10節 支援費支払事務
- 第11節 基準該当居宅支援に関する事務
- 第12節 転出・転入時の事務
- 第13節 支給決定の取消事務
- 第14節 苦情等への対応
- 第15節 その他

第3章 支給決定事務について（各論）

- 第1節 支給決定の基本的考え方
- 第2節 支給決定の際の勘案事項
- 第3節 支給期間
- 第4節 障害程度区分
- 第5節 相談支援体制の充実及びサービス利用に係るあっせん・調整、要請（各論）
- 第6節 利用者負担額の決定
- 第7節 その他

第4章 措置に係る事務について

第5章 事業者・施設指定関係事務について

- 第1節 指定の申請
- 第2節 審査
- 第3節 指定
- 第4節 名称等の変更
- 第5節 その他

第6章 事業者・施設指定基準について

第1節 供与すべき便宜の内容

第2節 便宜を供与する施設

第3節 特定授産施設

第4節 指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準

第5節 指定施設の設備及び運営に関する基準

第6節 その他

第7章 国立施設への入所手続きについて

第8章 施行前準備について

第9章 その他

本編の後に、資料編として、様式（案）及び規則等準則（案）等を掲載する予定。

本編

第1章 支援費制度の概要について

- ・支援費制度の趣旨及び目的並びに概要を記載する予定。

第2章 支援費支給関係事務について

第1節 援護の実施者

- ・援護の実施者について、その内容を記載する予定。

第2節 サービス利用に係るあっせん・調整、要請（各論については、第3章で記載する予定）

- ・サービス利用に係るあっせん・調整、要請の方法について、その内容を記載する予定。

第3節 支給申請

1 居宅生活支援費

- ・居宅生活支援費について、支給申請者、申請書の記載要領、申請方法等を含め、その内容を記載する予定。

2 施設訓練等支援費

- ・施設訓練等支援費について、支給申請者、申請書の記載要領、申請方法等を含め、その内容を記載する予定。

第4節 支給決定事務（各論については、第3章で記載する予定）

- ・支給決定事務について、その内容を記載する予定。

第5節 受給者証の交付

1 居宅受給者証

- ・居宅受給者証について、様式、記載要領、交付方法等を含め、その内容を記載する予定。

2 施設受給者証

- ・施設受給者証について、様式、記載要領、交付方法等を含め、その内容を記載する予定。

3 居住地等の変更

- ・居住地等の変更について、住所変更、氏名変更の場合等を含め、その内容

を記載する予定。

4 受給者証の再交付

- ・受給者証の再交付について、紛失の場合、破損や汚した場合の受給者証の添付等を含め、その内容を記載する予定。

第6節 支給量変更時の事務

- ・支給量変更時の事務について、その内容を記載する予定。

第7節 障害程度区分変更時の事務

- ・障害程度区分変更時の事務について、変更決定の効力発生日に関する取扱い等を含め、その内容を記載する予定。

第8節 支給量管理

1 居宅介護及びデイサービスに係る支給量管理

- ・居宅介護及びデイサービスに係る支給量管理について、概略、手順等を含め、その内容を記載する予定。

2 短期入所の支給量管理

- ・短期入所の支給量管理について、概略、手順等を含め、その内容を記載する予定。

第9節 支援費の請求

1 居宅生活支援費

- ・居宅生活支援費について、請求期限、請求書の記載要領等を含め、その内容を記載する予定。

2 施設訓練等支援費

- ・施設訓練等支援費について、請求期限、請求書の記載要領等を含め、その内容を記載する予定。

第10節 支援費支払事務

1 審査

- ・居宅生活支援費の審査について、請求書及び請求明細書の点検・審査事項等を含め、その内容を記載する予定。
- ・施設訓練等支援費の審査について、請求書及び請求明細書の点検・審査事項等を含め、その内容を記載する予定。

2 支払

- ・支払について、市町村から事業者への支払通知等を含め、その内容を記載する予定。

3 支払事務の委託

- ・支払事務の委託について、その内容を記載する予定。

4 利用者への直接償還払い

- ・利用者への直接償還払いについて、その内容を記載する予定。

第11節 基準該当居宅支援に関する事務

- ・基準該当居宅支援に関する事務について、その内容を記載する予定。

第12節 転出・転入時の事務

- ・転出・転入時の事務について、新旧居住地市町村間での連絡調整等を含め、その内容を記載する予定。

第13節 支給決定の取消事務

- ・支給決定の取消事務について、その内容を記載する予定。

第14節 苦情等への対応

- ・苦情等への対応について、以下のように分けて、その内容を記載する予定。
 - 1 支援費支給申請に対する決定に関するもの
 - 2 サービス内容に関するもの

第15節 その他

- ・その他必要な事項について、その内容を記載する予定。

第3章 支給決定事務について

第1節 支給決定の基本的考え方

- ・支給決定の基本的考え方について、その内容を記載する予定。

第2節 支給決定の際の勘案事項

- ・支給決定の際の勘案事項について、当該事項の考え方、勘案事項整理票等を含め、その内容を記載する予定。

第3節 支給期間

- ・支給期間について、当該期間を定める趣旨等を含め、その内容を記載する予定。

第4節 障害程度区分

1 障害程度区分の決定方法

- ・障害程度区分の決定方法について、その内容を記載する予定。

2 障害程度区分のチェック項目

- ・障害程度区分のチェック項目について、以下の支援ごとに、その内容を記載する予定。

- (1) 身体障害者更生施設支援
- (2) 身体障害者療護施設支援
- (3) 身体障害者授産施設支援（入所）
- (4) 身体障害者授産施設支援（通所）
- (5) 知的障害者更生施設支援（入所）
- (6) 知的障害者更生施設支援（通所）
- (7) 知的障害者授産施設支援（入所）
- (8) 知的障害者授産施設支援（通所）
- (9) 知的障害者通勤寮支援
- (10) 心身障害者福祉協会が設置する福祉施設における支援

3 居宅生活支援の取扱い

- ・居宅生活支援の取扱いについて、その内容を記載する予定。

第5節 相談支援体制の充実及びサービス利用に係るあっせん・調整、要請

- ・相談支援体制の充実及びサービス利用に係るあっせん・調整、要請について、相談業務の重要性等を含め、その内容を記載する予定。

第6節 利用者負担額の決定

- ・利用者負担額の決定に関する取扱いについて、その内容を記載する予定。

第7節 その他

- ・その他必要な事項について、その内容を記載する予定。

第4章 措置に係る事務について

- ・措置に係る事務について、その内容を記載する予定。

第5章 事業者・施設指定関係事務について

第 1 節 指定の申請

- ・ 指定の申請方法について、その内容を記載する予定。

第 4 節 審査

- ・ 審査の方法について、その内容を記載する予定。

第 3 節 指定

- ・ 指定の方法について、その内容を記載する予定。

第 4 節 名称等の変更

- ・ 名称等の変更事務について、その内容を記載する予定。

第 5 節 その他

- ・ その他必要な事項について、その内容を記載する予定。

第 6 章 事業者・施設指定基準について

第 1 節 供与すべき便宜の内容

- ・ 供与すべき便宜の内容について、身体障害者、知的障害者、障害児それぞれに対する以下のサービスごとに、その内容を記載する予定。
 - 1 居宅介護
 - 2 デイサービス

第 2 節 便宜を供与する施設

- ・ 便宜を供与する施設について、身体障害者、知的障害者、障害児それぞれに対する以下のサービスごとに、その内容を記載する予定。
 - 1 デイサービス
 - 2 短期入所

第 3 節 特定授産施設

- ・ 特定授産施設について、身体障害者、知的障害者それぞれに対する施設に分けて、その内容を記載する予定。

第 4 節 指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準

4 - 1 指定身体障害者居宅支援事業者の人員、設備及び運営に関する基準

1 総則

- ・ 総則において、趣旨及び定義並びに指定居宅支援事業の一般原則等を記載する予定。

2 指定身体障害者居宅介護

- ・指定身体障害者居宅介護について、基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準等を含め、その内容を記載する予定。

3 指定身体障害者デイサービス

- ・指定身体障害者デイサービスについて、基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準等を含め、その内容を記載する予定。

4 指定身体障害者短期入所

- ・指定身体障害者短期入所について、基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準の内容を記載する予定。

4 - 2 指定知的障害者居宅支援事業者の人員、設備及び運営に関する基準

1 総則

- ・総則において、趣旨及び定義並びに指定居宅支援事業の一般原則等を記載する予定。

2 知的障害者居宅介護

- ・「指定身体障害者居宅介護」に準じて、その内容を記載する予定。

3 知的障害者デイサービス

- ・「指定身体障害者デイサービス」に準じて、その内容を記載する予定。

4 指定知的障害者短期入所

- ・「指定身体障害者短期入所」に準じて、その内容を記載する予定。

5 指定知的障害者地域生活援助事業

- ・指定知的障害者地域生活援助事業について、基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準の内容を記載する予定。

4 - 3 指定児童居宅支援事業者の人員、設備及び運営に関する基準

1 総則

- ・総則において、趣旨及び定義並びに指定居宅支援事業の一般原則等を記載する予定。

2 指定児童居宅介護

- ・「指定身体障害者居宅介護」に準じて、その内容を記載する予定。

3 指定児童デイサービス

- ・「指定身体障害者デイサービス」に準じて、その内容を記載する予定。

4 指定児童短期入所

- ・「指定身体障害者短期入所」に準じて、その内容を記載する予定。

第5節 指定施設の設備及び運営に関する基準

5 - 1 指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準

1 総則

- ・総則において、趣旨及び定義を記載する予定。

2 指定身体障害者更生施設

- ・指定身体障害者更生施設について、基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準の内容を記載する予定。

3 指定身体障害者療護施設

- ・指定身体障害者療護施設について、基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準の内容を記載する予定。

4 指定特定身体障害者授産施設

- ・指定特定身体障害者授産施設について、基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準の内容を記載する予定。

5 - 2 指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準

1 総則

- ・総則において、趣旨及び定義を記載する予定。

2 指定知的障害者更生施設

- ・「指定身体障害者更生施設」に準じて、その内容を記載する予定。

3 指定知的障害者授産施設

- ・指定知的障害者授産施設について、基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準の内容を記載する予定。

4 指定知的障害者通勤寮

- ・指定知的障害者通勤寮について、基本方針並びに人員、設備及び運営

に関する基準の内容を記載する予定。

第6節 その他

- ・その他必要な事項について、その内容を記載する予定。

第7章 国立施設への入所手続きについて

- ・国立施設への入所手続きについて、その内容を記載する予定。

第8章 施行前準備について

- ・施行前準備について、支給決定の手続きを行うために必要な事項等を含め、その内容を記載する予定。

第9章 その他

- ・その他必要な事項について、その内容を記載する予定。

本編の後に、資料編として、様式（案）及び規則等準則（案）等を掲載する予定。

2 支援費制度に係るシステム標準化について

(1) 経緯

厚生労働省からJAHIS(ジェイヒス:保健医療福祉情報システム工業会)に対し、支援費制度に係るシステム標準化について、協力要請をした。

それを受けて、JAHIS内に支援費制度WGが設立され、支援費制度に係るシステム標準化の検討が進められているところである。

JAHIS(ジェイヒス:保健医療福祉情報システム工業会)は、保健医療福祉情報システムに関する技術の向上、品質及び安全性の確保、標準化の推進を図ることにより、保健医療福祉情報システム工業の健全な発展と国民の保健・医療・福祉に寄与し、もって健康で豊かな国民生活の維持向上に貢献することを目的とし、平成6年4月21日に設立した。

現在、312事業者が会員となっている。そのうち78会員が福祉関連企業、さらに19会員が支援費制度に関わっている。(平成14年3月15日現在)

(2) スケジュール

支援費制度に係るシステム標準化の検討は、次のスケジュールで進められている。

第1クール(3月15日、27日に支援費制度WG開催)

→事業者番号、受給者番号、市区町村番号体系の検討(各種番号の統一化)

第2クール(4月以降)

→支援費支給申請書、支給管理台帳で使用する各種コード体系の検討(各種コードの統一化)

第3クール(6月以降)

→事業者向け請求書様式等の標準ファイルフォーマットの検討(各種様式の統一化)

(3) 第 1 クールでの検討事項

第 1 クールで検討される受給者番号、市区町村番号、事業者番号体系について、次のように整理されている。

検討すべき項目	検討する理由（問題点）	統一方法（案）
受給者番号体系	・各市区町村で受給者番号の桁数等を自由に設定すると、複数の市区町村の受給者にサービスを提供する事業者のシステムや、第三者機関の支払委託システム等のインターフェイス（ 1 ）等に支障がでる。	・介護保険の被保険者番号に合わせて 1 0 桁に設定する。 ・受給者番号の採番方法については、各市町村で任意に設定する。介護保険の被保険者番号採番方法にルールはない。
市区町村番号体系	・現在、各種帳票の様式に市区町村番号が存在しないため、事業者からの支援費請求管理や第三者機関への支払委託を行った場合、どこ の市区町村に対する請求で あるか等、判断がつかない。	・各帳票に市区町村番号を追加する。 ・追加する市区町村番号については、総務省の定める 5 桁のコードを使用する。 ・市区町村番号の桁数については、介護保険の保険者番号に合わせて 6 桁とする。（最後の 1 桁はチェックデジット）
事業者番号体系	・事業者の指定は都道府県、政令市、中核市で行うため、事業者番号体系、採番方法等を統一しない状態で事業者の指定が開始されると、番号の重複、番号の桁違い等が発生する。	・介護保険の事業者番号の体系に合わせて設定する。 ・事業者番号体系の詳細については、社会福祉・医療事業団と JAHIS で協議し決定する。

(4) 第 1 クールでの検討結果

受給者番号について

- ・ 受給者番号は、桁数を 1 0 桁とする。受給者番号の採番方法については、各市町村で任意に設定する。

市区町村番号について

- ・ 市区町村番号は、桁数を 6 桁とする。

内訳は次の通りとする。

- ア) 総務省の定めるコード (5 桁)
都道府県コード (2 桁) + 市区町村コード (3 桁)
イ) チェックデジット (2) (1 桁)

ア) 総務省の定めるコード (5 桁)					イ) チェックデジット (1 桁)

チェックデジットの考え方
モジュラス 1 0 方式 (3) により設定する。

事業者番号について

- ・ 都道府県、政令市、中核市で事業者の指定を行うため、番号に重複、桁違い等が発生しないように、事業者番号体系や採番方法について、社会福祉・医療事業団 (W A M N E T) と現在協議中

(5) 検討結果の取扱いについて

都道府県等においては、各種番号やコードの標準化について、次のようなメリットがあることに留意されたい。

【支援費制度に係るシステム標準化のメリット】

- ・ 全国で番号の重複がなくなり、指定事業者を確実に特定できる。
 - ・ 市町村、事業者、支払委託機関等間で、情報のやりとりができる。
- (支援費制度では、都道府県をまたがった支援費請求・支払が発生しうることから、番号の全国統一を行わないと、同じ番号を持つ事業者が存在することになる。)

(用語の説明)

(1) インターフェイス

→ コンピューター本体と各種周辺装置やコンピューター同士を接続し、電気信号の大きさを調整したり、データの形式を変換したりして、両者間のデータのやりとりを仲介する回路や装置。

(2) チェックデジット

→ 番号入力時に、誤った入力を防ぐためにチェックをするための数字。各桁に一定の計算を行って付与する。

(3) モジュラス 10 方式

→ チェックデジットを除いた部分の右端桁から、交互に 2 1 2 1 の繰り返しで重みを付け、各桁の積を加算する。積が 2 桁になる場合は 2 桁を独立の桁の数字として扱う。その和を 10 で割り、余りを 10 から引いた残りをチェックデジットとする。

なお、余りが 0 となるときは、チェックデジットは 0 となる。

3 支援費支払期日の変更について

(1月10日支援費制度担当課長会議資料からの変更点)

(1) 支援費支払期日

居宅生活支援費、施設訓練等支援費ともに、「請求を受けた市町村は、サービス提供の翌々月までに支援費を支払う。」としていたが、施設訓練等支援費については、「サービス提供の翌月末までに支払う。」に変更する。

(2) 取り扱い

支払期日については、「省令に規定」としていたが、省令には規定せず、標準として提示することとする。